小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例(昭和30年条例第30号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。 第4条第2項中「暫定手当」を「地域手当」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号資料

小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下 「法」という。) <u>第29条第4項</u> の規定に基づき、職員の懲戒の手続お よび効果に関し規定することを目的とする。 (減給の効果)	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下 「法」という。) <u>第29条第2項</u> の規定に基づき、職員の懲戒の手続お よび効果に関し規定することを目的とする。 (減給の効果)	地方公務員法 改正に伴う引 用条項の整備
第4条 省略 2 減給は、給料および <u>地域手当</u> の合計額の10分の1以下の範囲内において減給する。	第4条 省略 2 減給は、給料および <u>暫定手当</u> の合計額の10分の1以下の範囲内にお いて減給する。	規定の整備
付 則 この条例は、公布の日から施行する。		